

偉人名言集

「汗は自分でかきましょ。
手柄は人にあげましょ。
そしてその場で忘れましょ」

竹下 登

日本の消費税は1989年、竹下登内閣によって導入されました。竹下元総理は人間関係の達人としても知られ、敵を作らない戦略と周到な気配り・根回しによって、約10年がかりで消費税導入を果たしました。

さて、賛否両論の消費税増税ですが、いよいよ2019年10月1日から10%に引き上げられました。2%分の消費税アップは、予想外の粗利減や、消費税納税時の資金不足といった影響も考えられます。この機会に、経費や家計の収支を見直してみることも必要かもしれません。

TOPICS トピックス 税理士法人より

「銀行格付メニュー」のご紹介

決算書は、会社の1年間の「成績表」、「健康診断書」です。

金融機関は決算書を格付(評価)し、そのランクによって融資の可否や貸出利率、保証や特約などの条件を決めています。逆に言えば、銀行がどの数字で点数をつけているかを把握すれば、銀行格付のランクアップを意識した決算書を目指すことができます。

自社がどう評価付けされているか、確認してみませんか？



金融機関・保険会社出身スタッフが お手伝いします！

格付診断のご報告では、ご要望に応じて、金融機関や保険会社出身のスタッフがアドバイスをさせていただきます。また、弊社は経済産業省の認定支援機関になっており、「経営革新計画」など中小企業等経営強化法に基づく各計画や、「経営改善計画」、「資金繰り表」、「金融機関借入一覧表」など、銀行との折衝に役立つ資料の作成もお手伝いしております。ぜひご相談ください。





税理士

内藤 克

「限界利益」が重要なワケ

会計には税務会計と管理会計とがあります。管理会計とは「何を管理するための会計だろう?」とと思っている方がほとんどだと思います。管理会計とはmanagement accountingの訳で、財務会計が株主、債権者、税務署などへの報告するための報告会計であるのに対し、管理会計は経営判断をするための会計といえます。

財務会計では「売上」「売上原価」「売上総利益(粗利)」と続きますがこれは会計ルールに基づいた表示方法です。会計ルールを統一することにより他社比較などをしやすくなり投資家の判断に役立ちますが、このルールに基づき適正に処理されているかを見張るのが公認会計士による監査なのです。一方、管理会計で重要なのは「固定費」と「変動費」、そしてこれを用いて算出する「損益分岐点」や「限界利益」が意思決定のポイントとなります。

損益分岐点はこれ以上売らないと利益が出ない売上高を表しますので、固定費が高い場合は売上を頑張らなければ利益が出ないこととなります。一人で開業している税理士は家賃やリース料を超える顧問料が入ってくれば

そこからは儲けが出ますが(私も最初はそうでした)工場などは家賃、リース料、人件費のほか減価償却費などの固定費がかさむため操業度を上げないと利益は出ません。「どれだけ頑張ればいいのか」目標を定める意味でも自分の会社の損益分岐点は必ず把握しておく必要があります。

また、限界利益とは「あと1個売れることにより生み出す利益」を言います。具体的には売上から仕入れや販売手数料などの変動費を控除した金額をいいます。パンフレットを100部印刷するのも1000部印刷するのも料金がさほど変わらないケースなどは固定費率が高く追加原価がほとんどかからないため、値引き販売しても十分利益が出る(限界利益が出やすい)からなのです。マクドナルドや吉野家が一時期大幅な値下げをしたのも、管理会計の「損してトク取れ」の考え方によるものといえるでしょう。

これからは報告するための「財務会計」ばかりが目目されますが、稼ぐための「管理会計」にも注意を払う必要があります。

採用の振り返りが貴重な人事データになる

採用シーズンが終わり、各社の成果が新聞などで取り上げられる時季です。“採用時に何を重視したか”を訪ねると、多く聞かれるのは「人柄」と「熱意」です。それらを志望者から見出したいという考え自体は理解できるものの、文字にすると何と曖昧な指標でしょう。人柄と熱意の見極めは、面接官の主観によるところが多くしかも面接官は一人ではありません。つまり採用で重視した点は不透明なままです。

ここで私が問いたいのは、採用時のデータを振り返ったことがあるだろうか? そのデータを次の採用に役立たせたことがあるだろうか? ということです。

現在、現場で評価が高い従業員が、どのように採用され、採用された時点での評価はどうだったのか。同じく、すぐに退職してしまっただけ従業員はどうだったのか。三年後、五年後、従業員がどのように伸びているのかを分析し、採用方法を顧みることがあるでしょうか。

社員の評価をする場合、直近と今の点しか見ない場合が多いですが採用まで遡ることで、優秀な人材がどのよ

うに伸びていくのか、モデルケースとして線のデータが得られます。そしてそのデータは既に社内に眠っています。人材不足や退職者増加に悩んでいる会社にも、大量の人事データがあるはず。多額の費用を投入して新たなツールを入れずとも、社内に眠っているデータを分析することにより新しい選考の糸口が見つかるかもしれません。

採用に関して“着地点”のみを求めてはいないでしょうか。例えば「優秀なマネージャーを採用したい」「即戦力が欲しい」といった要望です。優秀な人材は一朝一夕には得られません。今いる人材を育てるという視点を持ちながら、育ててきた社員の人事データを採用に活かしてはどうでしょうか。まずは採用後の連続したデータを記録、分析することで根拠をもった採用施策が次年度に展開できるはず。採用の質が上がるばかりか、このデータは育成や評価にも活用できる宝の山と言えるでしょう。



司法書士

西田 誠

2019年7月1日施行の改正相続法(その3)

今回は2019年7月1日から施行されている改正相続法のうち、「遺留分制度に関する見直し」について説明します。

いままでの遺留分制度については次のような問題点が指摘されていました。

- 条文上は受遺者又は受贈者が相続人であるか、それ以外の第三者であるかによる区別がされていない等、制度の内容が複雑でわかりにくいものになっていました。
- 遺留分減殺請求の対象となる目的財産が複数ある場合には、その行使の結果、それぞれの財産について共有関係が生じ、それを解消するには別途共有物分割の手続きを経なければなりません。
- 被相続人が特定の相続人に事業承継をさせたい場合、株式や事業用の財産を、その相続人に相続させる遺言をしても、遺留分減殺請求の結果、他の相続人と共有になり、円滑な事業承継の障害となる場合があります。

これらの問題点を踏まえて、改正相続法では、遺留分減殺請求権の行使によって当然に物権的効果が生じるとされていたことを見直し、遺留分に関する権利の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権が生じることとし、遺贈又は贈与を失効させることはできなくなりました。

そして、遺留分権利者から金銭請求を受けた受遺者又は受贈者が、直ちに金銭を用意できない場合には、裁判所に対して、金銭債務の全部又は一部の支払いについて、期限の許与を求めることができるようになりました。

相続人に対する贈与の取り扱いも改正され、今までは何十年前のものでも基礎財産に含めて遺留分を計算していましたが、改正後は10年に限定されることになりました。ただし、相続人以外の第三者は原則通り1年以内となります。

そして、判例で認められていた「婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与に限る」ことが明文化されました。

イラストレーション業界の現状と展望

読者の皆様、こんにちは。上智大学を卒業後、IT系の会社に勤めたものの、子供の頃から好きだった絵を生業にしたいという思いが止められず会社員を辞め、現在はイラストレーターとして、メーカーさんと文具や傘といった女性向け雑貨を制作をしています。そんないちイラストレーターの視点から見た業界の現状や展望が、皆さんの仕事を考えるヒントになれば幸いです。

イラストレーション業界も他と同様、ITの発達・グローバル化に伴い環境が大きく変化しています。作家はHPやSNS、Behanceといった作品紹介サイトなどに、作品を簡単に発表できるようになり、より多くの人の目に止まることが可能となりました。SNS経由で海外のクライアントと直接仕事をする、また反対に日本の案件に海外のイラストレーターが起用されるといった事例も広がりつつあります。

また、依頼する側にとっては、定額制サービスやクラウドソーシングなど、ネット経由で安価に気軽にイラストレーションを使用することができる環境になったと言えます。

一方、逆説的ではありますが、手軽に使えるようになった、作品が溢れている状況だからこそ、オリジナリティを持ち、本質的な価値や強み、なぜ描くのか?といったコアの部分を考えているイラストレーターが光り、アナログでの接触が減ったからこそ、ヒアリングやアイデアの提案といったコミュニケーションを面倒くさらずに行うことができるイラストレーターが活躍しています。

そしてそういったイラストレーターに、オーダーメイドで他と違う作品を制作して欲しいという、顧客のウォンとも高まっていると感じます。私も最近、会社やその人のビジョンを1枚の作品におこすという新たな試みを始めた所です。

今後、よりグローバル化が進む厳しい環境の中で、どうオリジナリティを養い、創意工夫をして競争力をつけるのか、イラストレーターの本価が試されることになると思います。



イラストレーター

佐山 愛

HP: <http://a-sayama.com/>

栃木県出身。

上智大学史学科卒業。

IT会社に勤める傍ら、子供の頃から好きだった

絵を本格的に書き始め、

2018年フリーランスに。

商品・ノベルティの企画・

イラスト制作を手掛ける。

■「全国キャリア教育・就職ガイダンス」登壇のご報告

「全国キャリア教育・就職ガイダンス」にパネラーとして社労士法人代表の黒川が登壇させて頂きました。

こちらのガイダンスでは、大学等卒業予定者の就職・採用に関し産学官連携による、人材育成・キャリア教育・就職支援の充実に資することを目的としています。国、地方公共団体、大学等、企業関係者が一堂に会した情報交換会では「キャリア教育と企業人材育成の接続について～キャリア教育におけるデータ活用の可能性と課題～」をテーマに労働環境を取り巻く環境の変化やHRTechを活用したHRMについて多くの方と意見を交わすことができました。

弊社では教育という大きなテーマの中でも、企業における人材育成の仕組みづくりのサポートや、働きがいをつくる労働環境整備について時代の変化に適ったサービスを今後も提供して参ります。

【ガイダンス詳細】

- 主 催：文部科学省、就職問題懇談会、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）
- JASSO HP：<https://www.jasso.go.jp/index.html>



■ 新入社員紹介 アーク&パートナーズの新しい仲間を紹介します！

亀井 雄輝

所 属：社会保険労務士法人アーク&パートナーズ

入社年月日：2019年5月13日



● 入社をきっかけを教えてください

結婚・妻の出産を契機に色々な検定試験や資格に挑戦し、社労士試験に合格した後、転職のお話を頂きました。10年以上、税金の仕事しかしてこなかったこともあり、迷いはありましたが、新しい事に挑戦したい気持ちが強くなり、入社を決めました。

● これまでどのようなことをしてきましたか？

地元の商工会で4年間、2つの税理士事務所で計12年間勤務しました。商工会では、花火大会の運営や青年部の事務局、個人の税金関係の事業を行っていました。

税理士事務所では、主に中小零細企業のクライアントを担当していました。

- **仕事をしていてやりがいを感じる時は？**
常に新しい知識を吸収出来る事にやりがいを感じます。
- **座右の銘を教えてください(補足コメントがあればコメントも)**
起きて半畳寝て一畳、天下取っても二合半。
- **最後に意気込みを！**
常に勉強し、成長出来るように頑張りたいと思います。

<編集発行>



〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館11階
 税理士法人 TEL:03-6551-2535/FAX:03-6551-2534
 社労士法人 TEL:03-6551-2540/FAX:03-6551-2541
 司法書士事務所 TEL:03-6551-2533/FAX:03-6551-2534
<http://www.s-arc.com>

税理士法人・社労士法人は
Facebookにて
最新情報をお届けしております。



お待ちしています！

